

第44回

荒川区都市計画審議会 議事録

日時：平成31年1月11日（金）

場所：防災センター 防災研修室

午後2時28分開会

○都市計画課長 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、これより第44回荒川区都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、大変御多忙の中、本審議会に御出席を賜りましてまことにありがとうございます。私は、事務局をしております都市計画課長の川原でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本日の会議でございますが、18名の委員の方に御出席をいただいております、有効に成立しておりますので、御報告を申し上げます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。1つ目が1枚ぺらの議事次第、そして2つ目がA4横で議案・資料、十何ページかのものになってございます。あと3つ目が、A3の開きになっていますが、カラー版で参考資料を用意させていただきました。以上3点でございます。御確認のほどよろしくお願いいたします。

あと、あわせて都市計画図書、都市計画図、あるいは都市計画マスタープランを席には御用意させていただきました。ちなみに、これは今日議事の参考にしていただくとということなので、ぜひ終わったときにはそのまま置いていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。何か足りないところとかありますか。大丈夫ですか。

それでは、まず、区を代表いたしまして、本来でありますれば佐藤副区長に御挨拶をいただく予定であったんですが、急な用事が入ったということで、松土部長のほうから御挨拶をしていただくことでお願いしたいと思います。松土部長、お願いします。

○防災都市づくり部長 皆さん、こんにちは。防災都市づくり部長の松土でございます。本日は、年の初めの本当にお忙しい中、御参加を賜りましてまことにありがとうございます。

本日は、ここの次第にありますとおり3件の事前説明を差し上げたいというふうに思っております。主には、日暮里中央通り、その地区計画、また公園関係の2件ということで、私どもの区にとりまして大きな案件となっております。慎重な説明をさせていただきますながら、私ども、進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

本日は、忌憚のない御意見をいただきながら、実際の審議、また答申につきましては3月を予定しているところでございますので、私どもといたしましては、その間もさまざまな御意見、また御要望についてはお受けしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、本当にお忙しい中、ありがとうございます。

○都市計画課長 続きまして、本日は新たな任期による最初の審議会でございますので、委員の皆様への委嘱状の伝達から始めさせていただきます。

委嘱状の伝達につきましては、本来でありますれば区長より各委員さん一人一人にお渡しするのが本来のところでございますが、席上配付をもちまして委嘱状の伝達にかえさせ

ていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては、平成30年6月1日から平成32年——正しく言うてしまうと、そのときに5月31日がないのかもしれませんが、便宜上そう書かせていただきました。2年間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、就任承諾書につきましては、住所、氏名を御記入いただいた上、会議終了後に回収をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、お席の配置、現在の配置でございますが、事務局から見て左手のほうから時計回りにあいうえお順の席とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで委員さんの紹介をさせていただきます。

お手元の資料の1ページをお開きいただけますでしょうか。新たな委員による名簿を構成順に記載させていただいております。

なお、紹介につきましては自己紹介でいければと思います。すみません、座席表であいうえお順で1番委員様から自己紹介していただけますでしょうか。

○1番委員 皆さん、こんにちは。昨年10月1日付で三鷹消防署長から着任いたしました。よろしくお願いいたします。

○2番委員 今井健子でございます。一番上に書かれている今井です。よろしくお願いいたします。

○3番委員 昨年の4月より東京都第六建設事務所の所長で参りました植村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○4番委員 西尾久の木村です。よろしくお願いいたします。区民委員として初めて参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○5番委員 東京商工会議所荒川支部から参りました熊井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○6番委員 現職は中国の四川大学というところで教授をやっております小出でございます。よろしくお願いいたします。

○7番委員 昨年の8月27日付で荒川警察署長になりました小松崎です。よろしくお願いいたします。

○8番委員 新日鉄住金の顧問をしています小峰でございます。ちょうど二十数年前、荒川区の土木部長をやっておりましたこともありまして委員ということだと思っております。よろしくお願いいたします。

○9番委員 公募区民の杉本洋平と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○10番委員 こんにちは。荒川区連合町会会長、瀬口でございます。よろしくどうぞよろしくお願いいたします。

○11番委員 こんにちは。区議会議員の竹内明浩です。どうぞよろしくお願いいたします。

- 12番委員 こんにちは。区議会議員の並木一元です。よろしくお願いいたします。
- 13番委員 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会荒川支部支部長の原田でございます。よろしくお願いいたします。
- 14番委員 区議会議員の保坂正仁でございます。よろしくお願いいたします。
- 15番委員 区議会の茂木弘でございます。よろしくお願いいたします。
- 16番委員 東京都建築士事務所協会荒川支部長の山口です。よろしくお願いいたします。
- 17番委員 公募区民の山本展久と申します。よろしくお願いいたします。
- 18番委員 区議会議員の横山幸次と申します。よろしくお願いいたします。
- 都市計画課長 ありがとうございます。

表でいきますと2番目の名前の岡田様、それから4番目の小池様、この2名が本日はちよっと所用がありまして欠席ということでございます。

どうも御挨拶いただきましてありがとうございます。

続きまして、本審議会の幹事について御紹介をさせていただきます。

荒川区都市計画審議会条例第8条に基づきまして、区长より区職員の中から幹事を任命することとなっております。資料の2ページに名簿を記載しておりますので、ご覧いただければと思います。私どもからすると左手の後ろに幹事のメンバー、今日、出席させていただいております。ありがとうございます。

それでは、次に進めさせていただきます。次第の4、会長の選出でございます。

先ほども申しましたが、本審議会は新しい委員さんによる第1回目の審議会でございますので、まだ本審議会の会長が決まっていない状況でございます。

ここで、議案・資料の3ページ、1個めくっていただきまして、都市計画審議会条例の抜粋の部分をご覧になっていただけますでしょうか。同条例第5条の規定によりますと、会長は学識経験者として、委嘱された委員のうちから委員の選挙によって定めるということになってございます。

しかしながら、委員の皆様の同意が得られれば私ども事務局のほうから会長を推薦させていただければと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○都市計画課長 御賛同ありがとうございます。

つきましては、長年当審議会の会長を務めていただいております6番委員を推薦させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔拍手〕

○都市計画課長 ありがとうございます。

それでは、6番委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○6番委員 やらせていただきます。

○都市計画課長 ありがとうございます。

それでは、6番委員を会長に決定させていただきます。

この後は会長の会の進行にお任せいたしますので、よろしくお願いいたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

会長、それでは前のほうへよろしく願いいたします。

○会長 ただいま選任していただきました小出でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

何か挨拶をしろというふうに書いてありますが、特に挨拶することはないんですが、先ほど少し話をしたように今現在、中国におりまして、それで、その件で多分代理の方に随分御迷惑を、前にもかけていますし、これからもかけるかもしれませんが、いずれにしても審議会があるときは帰ってくるように努めますので、よろしくお願いいたします。

長い間ということでもございますけど、私がこの荒川区の都市計画審議会に参加させていただいたところは、この今日の議題にあります、地区計画というものがまだまだなくて、地区計画をしてくださいよという願いをしたような、何かそんな記憶があります。

地区計画の案をまた今から御議論いただくわけですが、かなり用途を規制するような、非常に厳しい——厳しいというか、強い権限を持ったものになっていて、そういう意味で、かなり進化じゃないですが、かなり変化をしてきたなというような印象を持ってございます。そういう意味で、いい方向に今からも審議会がいかれるように御祈念申し上げます。

それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、お手元に配付してございます議案・資料の3ページ目をご覧ください。

そこに、審議会条例の第5条第3項に——これ、非常に重要なんですが、「会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」ということになってございます。したがって、この場で代理をしていただく方を私のほうから指名をさせていただきます。8番委員さんをお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

〔拍手〕

○会長 どうもありがとうございます。

それでは、こちらのほうまで来ていただいて。

それでは、会長職務代理者の8番委員より御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長職務代理 会長が先ほどあっさりとお話をされましたので、私も。

荒川区のマスタープランにありますように、住みよい街づくり、それから環境ですとか、景観ですとか、働きやすい街づくり、そういった点で委員の立場から貢献ができればというふうに思っています。

できるだけ出番が少ないようなことを会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 まさしくちょっと釘を刺されたようなことですが、よろしく願います。

今日の会議の公開でございますが、傍聴を本日希望される方がいらっしゃいますので、審議会条例施行規則及び運営要綱の会議の公開に関する定めによりまして、これを認めるということにいたします。

それでは、傍聴者を、希望される方を入室させてください。

〔傍聴者入室〕

○会長 それでは、傍聴者の方に申し上げます。傍聴に当たりましては、荒川区都市計画審議会運営要綱等に規定されております遵守事項を厳守されるようなことをお願いいたします。

それでは、続きまして、会議次第第5の議事に進みたいと思います。

今回御審議いただく議案は、1つ目が、1番、東京都市計画地区計画について、そして2番目が東京都市計画公園の変更についてでございます。いずれも今回は事前説明ということになりまして、次回の審議会で答申を行うという予定でございます。

それでは、初めに、都市計画課長より1番目の東京都市計画地区計画についての御説明をしていただいて、その後、質問を受け、審議に入りたいと思います。

それでは、都市計画課長から説明をお願いしたいと思います。

○都市計画課長 それでは、東京都市計画地区計画について御説明をさせていただきます。すみません、座って説明させていただきます。

資料の4ページをお開きいただけますでしょうか。太字で書いてございます日暮里中央通り沿道地区地区計画についてでございます。日暮里中央通りは、通称、日暮里の繊維街の通りでございます。ここについて都市計画を定めるというものでございます。

まず1番でございますが、都市計画の種類及び名称は、東京都市計画地区計画、日暮里中央通り沿道地区の地区計画でございます。

2番、計画の内容でございます。(1)都市計画の案、これは図書のとおりでございます。この後、議案の資料で御説明させていただきます。(2)都市計画の内容でございます。地区計画の区域の全部に地区整備計画を定める。地区整備計画においては、日暮里中央通りに面する1階には店舗を設けること、敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度などを定めるというものでございます。この内容につきましては、別に冒頭も御説明させていただきました参考資料で後ほど説明をさせていただければと思います。

3番、検討及び策定の経緯、これまでの経緯のことを御説明させていただきます。さかのぼりますともう5年ほど前になりますが、平成26年度に同地区の業務ビルの跡地に共同住宅が計画されまして、これに対しましては、地元はもちろんのことですが、区、それから区議会も挙げて、その共同住宅に対しまして、1階部分に店舗を設置してもらうようにということで事業者のほうに要望したところございました。しかしながら、その要望

の部分が採用していただけなかったということになりまして、翌年度から地元の有志によるまちづくりルールの勉強会を開始した形でございます。その次の年度も勉強会を続けまして、11月には日暮里中央通りまちづくり協議会が設立されたものでございます。そして、その翌年度、29年度は、実際にルールの中身を検討したりですとか、あるいは地域の方々の意向を確認するようなアンケート調査等々を行いまして、今年度に入りまして、秋ごろからは地区計画の素案の説明をし、原案説明を経て、都市計画原案の公告・縦覧を昨年の11月から12月に行い、この都市計画審議会に諮る、事前説明をする形に今至っているというものでございます。現在、文書決裁中で、その決裁が終われば、この表書きに書いてあります都知事協議を、1月20日以降あたりなんですけど、進められればというふうに考えてございます。

今後の予定は、記載のとおりでございますが、4月1日の都市計画決定を目指して手続を進めていきたいというふうに考えてございます。

おめくりいただきまして次ページの5、6ページでございますが、幾つかの項目だけまず御説明させていただきます。

まず、名称は、先ほど申し上げたとおり、中央通りの沿道地区地区計画。

位置につきましては、荒川区東日暮里五丁目及び六丁目の各地内でございます。

面積は、約2.9ヘクタール。

それから、地区計画の目標の部分でございますが、記載のとおりで、特に下から3行目を見ていただきますと「そのため」というところで始まるところがあるんですが、「商業地である当地区において適切な土地利用へと誘導する地区計画を定め、地域経済や地域コミュニティの核である商店街の維持・形成を図る」ということが目標になっている地区計画でございます。

その下の欄の地域の整備・開発および保全に関する方針につきましては、土地利用の方針、建築物の整備の方針は、記載のとおりでございます。

おめくりいただきまして6ページ目でございますが、実際の地区整備計画の内容でございます。

この部分につきましては、別紙の参考資料のほう、カラー刷りのA3のものをご覧になっていただけますでしょうか。

左上から――上の段が①から③まで、下の段が左から順に④から⑥までとなっております。①番から説明させていただきます。

まずは、制限内容でございますが、建築物等の用途の制限ということでございまして、日暮里中央通りに接する敷地の建築物につきましては、その1階部分に通りに面して店舗を設けていただくという内容でございます。そして、その店舗を設ける面積、あるいは長さの目安は、1階の床面積の2割以上、それから通りに接している長さの半分以上を店舗とするような形で計画をしていただくという内容でございます。

続いて、隣、②番でございますが、こちらは用途の制限のもう1つで、性風俗関連営業など、地区になじまない用途を制限するとの内容でございます。

③番、敷地面積の最低限度ということでございまして、敷地の細分化による建て詰まりを防止するために、敷地面積の最低限度を60平米以上とするというような内容でございます。ただし、これより小さい敷地の場合は、既にもうその数字の部分をクリアできていないので、そこは適用が除外されるという内容でございます。

下の段に移りまして④でございますが、建築物の高さの最高限度で、街並みが激変するのを防止するため、建築物の高さの最高限度を50メートル以下に制限するという内容でございます。なお、現在では地区内で最も高い建物は約43メートルというような状況でございます。

⑤は、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限ということでございまして、こちらの商店街としての景観を維持し、歩行者の安全性を確保するため、建物の色彩や、広告物のデザインや安全性を制限するというものでございまして、荒川区には景観条例がございますので、それに則った形の制限を守っていただくということを地区計画でも担保するものでございます。

最後、⑥番でございますが、安全性の部分でございます。垣またはさくの構造の制限でございまして、前面道路の避難性及び安全性を向上させるため、道路に面して垣または柵を設ける場合のブロック塀を禁止し、生け垣またはフェンスとするということです。ただし、ブロック3段分まではこの限りでないというような内容でございます。

制限の内容につきましての御案内は以上でございます。

議案・資料の7ページにお戻りいただきますと、この地区計画の位置図。図面上の左手のところに日暮里駅がございます。そこから右手の方向、東の方向になるんですが、日暮里中央通りがございます。こちら、日暮里駅と錦糸町駅、また日暮里駅と亀戸駅を結ぶ都バスも通っているような通りでございますが、両側に布、服地等のお店が立ち並んでいるような繊維街となっております。

1ページめくっていただいて、もうちょっと拡大した図面になるのが8ページでございます。こちらの通りは、都市計画道路補助106号線でありまして、尾久橋通りに近いところは幅員が20メートル、ほかは幅員が15メートルとなっております、都バスが通っている歩道付きの道路でございます。こちらの指定する区間の道路延長は500メートルちょっとぐらいというような状況でございます。

雑駁な説明でございますが、地区計画の内容の説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。

今の御説明の中で御質問、あるいは御意見ございましたら、まず挙手をしていただいて、そうしたらこちらからマイクをお持ちしますので、それで御意見をいただきたいと思いま

す。いかがですか。

少し最初の雑感の中で言いましたけども、かなり厳しい、今までにない地区計画——本来的な地区計画と言ったらよろしいでしょうか、そんな内容になっていますので、ぜひ御検討のほどお願いをしたいと思いますが。いかがでしょうか。どうぞ。

○15番委員 私の地元の話なので、いろいろ経緯等も存じ上げてはおるんですけども、この案件につきましては、先ほど会長からお話もありましたとおり、ある業者が、要望したところ、テナントにはできないということで、それではという形で動き出したというふうに理解をしております。

そして、繊維街の方、町会の方、商店街の方たちが何回もお勉強して、自分たちのまちのルールを自分たちで何とかできないかなというような思いから出てきた地区計画というふうに理解をしておりますし、ここまで、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、私も事前の説明会等も出席をさせていただきましたけれども、特段反対の意見等もなかったということで理解をしておりますので、参考意見という形で申し上げさせていただきます。

○会長 どうもありがとうございます。

本来的な地区計画をつくるときの趣旨としては、住民主体というんですかね、住民協議会の中で発案されてこういう具体的な計画をつくるというのが本来的な趣旨であって、それに極めて乗った計画だというふうには思います。ただ、今までこの荒川区の中で議論されてきたほかの地区計画とはかなりそういう意味で——ちょっと非常に強い、ある意味で強い制限が加わっていると。あるいは、それは要するに住民の意思の反映だというふうに思うわけですが、そのあたりを御議論していただくと。よろしゅうございますか。

今回は事前の説明ということで、次回、審議ということになりますが——答申ですね、させていただきます。よろしゅうございますか。

では、どうも。今から現地を見ていただきますので、それもあわせて見ていただければと思います。

それでは、2番目の東京都市計画公園の変更について、これも都市計画課長ですか、御説明をお願いします。

○都市計画課長 それでは、都市計画公園の変更について御説明をさせていただきます。

議案・資料は引き続きの9ページでございます。都市計画公園の変更。

これ、2件ございますが、まず1件目でございますが、東京都市計画公園第3・3・35号宮前公園の変更でございます。1番、変更する都市計画の種類・名称、東京都市計画公園第3・3・35号宮前公園（荒川区決定）でございます。

主たる内容でございます。都市計画公園を拡張する形で区域変更するというものでございます。

3番、今後の予定でございます。31年2月、都市計画案の公告・縦覧、3月、都市計画審議会の審議・答申を経て、4月1日に都市計画決定をしたいというふうに考えている

ものでございます。

具体の計画の内容を御説明させていただきます。3カ所ほど変化のあるところが、①、②、③で示してありますが、おめくりいただいて11ページの説明図と見比べながら御説明を聞いていただくとありがたいところでございます。

便宜上、左のほうが北になってございます図面でございますが、まず①でございますけれども、女子医大博友寮及び至誠会第二保育園跡地、こちらの部分でございますが——ごめんなさい。ちょっと入れ違っています。すみません。一番左から説明させていただきます。図面のほうで言うと②になってはいますが、これが①の隣接する河川区域をスーパー堤防として整備し、宮前公園の一部として供用するというものでございます。

続きまして、少し右にずれさせていただきます、説明図のほうでは①となっているところでございますが、これが計画内容の②の隣接する民有地を宮前公園の拡張用地とし、用地取得して公園として整備するというものでございます。

最後に③でございます。「法定外公共物」というふうに書いているところでございますが、こちら、隣接する法定外公共物——旧水路敷でございます。現在はアスファルト舗装になっている場所でございます。こちらを公園の拡張用地として一体的に整備するというものでございます。

以上の3カ所の面積が合わせますと約0.22ヘクタールでございます、今まで宮前公園としては3.3ヘクタールの大きさでありましたところを3.52ヘクタールに変更するというものでございます。

宮前公園の都市計画変更の関係につきましては以上でございます。

続いて、もう1枚めくっていただきまして12ページに入ります。公園の変更2件目でございます。

区の公園条例における名称は、23区で唯一の区営遊園地でございます、通称、下町のディズニーランドとも言われたこともあるあらかわ遊園のことでございますが、都市計画名では、こちら、荒川公園となっておりますので、ちょっとお含みおきいただければと思います。その都市計画公園第3・4・54号荒川公園について変更がございますので、事前説明させていただくというものでございます。

2番の主たる内容でございます。都市計画公園を拡張する形で区域変更するものでございます。

3番、今後の予定でございますが、これから都知事同意の協議をしまして、2月に都市計画案の公告・縦覧、3月に都市計画審議会の審議・答申を経て、4月に都市計画決定をするという考えでございます。

こちらの計画内容の説明を……。すみません、こちら①、②、③とあるんですが、ちょっと数字の番号が違っていますので、ごめんなさい、14ページをご覧いただきまして、図面の一番上の②の「隅田川スーパー堤防新河川区域」となっているところがこちらの説

明では①でございます。こちら、既にスーパー堤防として整備され公園として供用されている区域の一部について、都市計画公園に編入するものでございます。

続きまして、図面では①になっていますが、説明内容では②でございます。現在の通称あらかわ遊園と呼んでいるところの東側の隣接地には、以前、小学校、旧小台橋小学校というのがありまして、その跡地を今度公園の拡張用地にするということでございます。そのために区域変更するというのが②のことでございます。

なお、③番のところは、図面には記載がないのですが、既存の都市計画公園の面積に錯誤がありました。こちらのところが、約30年前にその錯誤がわかったんですが、都市計画を変更する手続がこの公園においてする機会がなかったため、これまでそこを修正していなかったのですが、今回、こういった形の変更があることから、それにあわせて実測値に修正するというものでございます。

こうした変更の結果、公園面積は約5.01ヘクタールになるというものでございます。

都市計画公園の変更の関係の説明、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

御説明に関して質問がある方いらっしゃいましたら、どうぞ。

○14番委員 すみません。この案件も前の案件も全て建設環境委員会という委員会で既にやらせていただいている案件でございまして、私も建設環境委員会の委員として今まで説明を受けてきましたけれども、特に都市計画公園の今回の案件については、お題は、尾久図書館、また女子医大、そういったもろもろの附帯も絡んでの都市公園の計画変更でございますし、あらかわ遊園については大型のリニューアルを含んだあらかわ遊園の計画変更でもございますので、本来の議題にはそぐわないかもしれませんが、あまり拡大しないで、でも、そういった附帯の部分も、せっかくの機会でございますので、私は説明したほうが委員の皆様にとってはわかりやすいのかなと思っておりますので、御検討いただければ幸いです。

○会長 今のことに関して追加的な説明はございますか。

○都市計画課長 まず、宮前公園のほうからの説明で、昨日、ちょうど委員会で説明をしていただいた道路公園課長がおりますので、道路公園課長から。

○14番委員 今じゃなくていいですよ、今後の。

○都市計画課長 次回のときに。

○防災都市づくり部長 ただいまいただいた意見につきましては、また3月に審議、また答申をいただきますので、そのときに詳しい話はさせていただき、資料も提出をさせていただきたいというふうに思っておりますが、今日、現地に行きますので、ちょっとさわりだけ、私のほうから簡単に御説明をさせていただきますと、まず、宮前公園と呼んでおりますこの公園につきましては、今回拡大をするわけでございますが、現状もスーパー堤防という形で、現状、今、工事を行わせていただいております。位置関係でいきますと、

この横長の図面でございます、このNの示している北側のところがちょうど隅田川に面してございまして、その部分の——第1期と呼んでおりますけれども、ここの図面で言うところの「スーパー堤防新河川区域」と書いてある部分、これにつきましては、今、現状、東京都と連携をしながらスーパー堤防事業を行っている現状でございます。また、ここには約3,000平米ぐらいの芝生広場を今後整備する予定になっている場所でございます。

また、道路を挟んで下に行きますと、ちょうど今、今度拡張します保育園跡地等のところのすぐ左側につきましては、現状、保育園が開園をしてございまして、これにつきましては、実は、本来であれば公園の中には保育園を建てることできないんですけれども、これ、特区という制度を使いまして、保育園を現状もう開園をさせていただいているというところでございます。

また、もう少し下に行きまして、ここの「法定外公共物」と書いてある、このやはりまた左のところにつきましては、これから新たな新尾久図書館を建設を予定しておりまして、公園整備とあわせて新尾久図書館を整備しまして、相乗効果をもって公園を活性化していきたいというような計画を練っているところでございます。

そうした総合的な公園として整備をしていく中で新たな敷地等が出てきているところがございますので、それを私どもは公園として取り込んで都市計画公園として今後整備をしていきたいということのステップの1つとして、今回、都市計画の言うなれば拡大について都市計画の決定をいただきたいという次第でございます。

続きまして、この表現でいきます荒川公園、あらかわ遊園のところでございますが、これにつきましても、現状、実は昨年の12月——まだ1月しかたってございませぬけれども、12月から今閉園をしてございます。というのが、このあらかわ遊園につきましては長い歴史がございますけれども、その大改造も昭和61年から平成2年までにかけて大改造を行って、それから約30年が経過をしたということの中で、現状、遊具等も古くなってきておりますので、そうしたことも含めて昨年の12月から閉園をさせていただいて、今後そうしたものを撤去して大改造を計画し、今、実行に移しているところでございます。

そうした中、旧小台橋小学校がございまして、それも取り込んだ形で改良していきたいということの中で、今回、やはり都市計画の変更をし、拡大をしながら、この公園につきましても充実したものにしていきたいというところございまして、そうした事業をやるステップの1つとして今回提案をしているところでございます。

以上でございます。

○会長 どうもありがとうございます。こう説明されると非常によくわかるわけですね。

それで、私から少し、同じように第1の地区計画の問題も、これ、商店街振興の施策とものすごく密着していて、それが成功するか失敗するかによってこの都市計画、地区計画そのものがうまくいくかどうか、いい計画になるのか悪い計画になるのかということにもかなり関係してくるので、関係の部局の御意見だけをちょっと次回までに伺っておいてい

ただけますか。

○都市計画課長 わかりました。

○会長 協力しろというおどしではなくて、どういう感じで商店街振興をやっていくのかと。というふうに申しますのは、これ、用途を規制してしまいますので、要するに逆に言えば商店のない家はつくれないということになります。だから、それは要するにもろ刃の刃みたいなもので、商店会を振興するに当たっては非常にいいことになるけども、そこから抜けて、要するに新しく抜けてほかに移りたいなんていう人にとっては非常に大変な話なので、これは要するに街づくりとしてきちんと全体としてやらないと意味がないということでございますので、ぜひ伺いをしたいというのが私の個人の意見でございますので、強制はしませんが、よろしく御意見を伺ってください。

○都市計画課長 事務局としてしっかり承らせていただきます。

○会長 それでは、再三申し上げますが、今回はいわゆる事前説明ということでございますので、次回の審議会で審議・答申ということにさせていただきます。

それでは、続きまして、会議次第第6、その他でございます。事務局から報告をしてください。

○都市計画課長 事務局でございます。

それでは、次回の審議会の予定につきまして御説明いたします。次回の審議会は、現在のところ、3月25日を予定しております。会場等の確保、それから詳細が固まり次第、改めて御連絡を申し上げたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、何か御質問ございましたらあれですが、なければ本日の審議会はこれをもちまして閉会ということにさせていただきます。

この後、現地視察というのを予定しておりますので、1階の正面玄関前までお集まりをいただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午後3時14分閉会